

## ■建築基準法第51条とは

### 建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 **その他政令で定める処理施設**の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、**特定行政庁が都道府県都市計画審議会**（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、**当該市町村都市計画審議会**）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、**この限りでない**。

## ■その他政令で定める処理施設とは

⇒『建築基準法施行令』第130条の2の2に規定する処理施設をいう。

### 建築基準法施行令

(位置の制限を受ける処理施設)

**第一百三十二条の二** 法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 **廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令**（昭和四十六年政令第三百号。以下「**廃棄物処理法施行令**」という。）**第五条第一項のごみ処理施設**（ごみ焼却場を除く。）

## ■一般廃棄物の処理施設とは

⇒『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』に規定する一般廃棄物処理施設をいう。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(一般廃棄物処理施設)

**第五条** 法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上（焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）のごみ処理施設とする。

建築基準法第 51 条ただし書き許可申請書における周辺環境に関する騒音、振動及び悪臭の影響についての記載は、以下のとおりです。

項目	発生想定値	規制基準	備考
騒音	58 デシベル	60 デシベル	注 1
振動	27 デシベル	65 デシベル	注 1
悪臭			
アンモニア	0.1ppm 未満	1ppm	注 2
メチルメルカプタン	0.0002ppm 未満	0.002ppm	注 2
硫化水素	0.002ppm 未満	0.02ppm	注 2
硫化メチル	0.001ppm 未満	0.01ppm	注 2
二硫化メチル	0.0009ppm 未満	0.009ppm	注 2
トリメチルアミン	0.0005ppm 未満	0.005ppm	注 2
アセトアルデヒド	0.018ppm	0.05ppm	注 2
プロピオンアルデヒド	0.01ppm 未満	0.05ppm	注 2
ノルマルブチルアルデヒド	0.002ppm 未満	0.009ppm	注 2
イソブチルアルデヒド	0.002ppm 未満	0.02ppm	注 2
ノルマルバレルアルデヒド	0.002ppm 未満	0.009ppm	注 2
イソバレルアルデヒド	0.002ppm 未満	0.003ppm	注 2
プロピオン酸	0.003ppm 未満	0.03ppm	注 2
ノルマル酪酸	0.0005ppm 未満	0.001ppm	注 2
ノルマル吉酪酸	0.0005ppm 未満	0.0009ppm	注 2
イソ吉草酸	0.0005ppm 未満	0.001ppm	注 2

注 1) 工業専用地域においては、騒音及び振動に関する規制基準はありませんが、最も申請地に近い人家が用途地域の指定のない区域に立地していますので、用途地域の指定のない区域における規制基準を記載しています。

注 2) 類似施設での実測値を記載しています。